

三次市教育委員会告示第 8 号

三次市適応指導教室運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 5 日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市適応指導教室運営要綱の一部を改正する告示

三次市適応指導教室運営要綱（平成 1 6 年三次市教育委員会告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三次市教育支援ルーム運営要綱

第 1 条中「学校とは異なった環境の中で，学習や生活の指導を通して子どもの自立を促し，不登校問題の解決を図るため設置された適応指導教室」を「安心できる環境の中で基礎的な学習内容や基本的生活習慣，人間関係形成能力を身に付けさせるとともに，自立の心を育てることを目的として設置された教育支援ルーム」に改める。

第 2 条及び第 3 条中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改める。

第 4 条中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改め，同条各号を次のように改める。

- (1) 基礎的な学習指導・支援
- (2) 体験活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。

第5条中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改める。

第6条を次のように改める。

(退室の手続)

第6条 教育支援ルームの退室手続は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 保護者は、児童生徒とともに青少年指導相談員との相談のうえ、教育支援ルーム退室願（様式第1号）を学校長に提出する。
- (2) 学校長は、青少年指導相談員と協議のうえ、児童生徒の状況により退室が適当と判断した場合は、教育支援ルーム退室申請書（様式第2号）を教育長に提出する。
- (3) 教育長は、学校長からの申請により、退室を決定し、退室許可書（様式第3号）を交付する。

第7条及び第8条中「適応指導教室」を「教育支援ルーム」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。